

徳島県警察の組織に関する訓令

昭和51年3月23日
本部訓令第3号

徳島県警察の組織に関する訓令を次のように定める。

徳島県警察の組織に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、徳島県警察組織規則(昭和43年徳島県公安委員会規則第2号)第35条の規定に基づき、県警察の組織に関する細部的な事項を定めるものとする。

(県本部の課及び署における隊等の設置並びにその所掌事務)

第2条 次表左欄に掲げる県本部の課及び署に、それぞれ中欄に掲げる隊・室・所又はセンター(以下「隊等」という。)を置き、その所掌事務は、右欄に掲げるとおりとする。

課及び署	隊等	所掌事務
総務企画課	公安委員会補佐室	徳島県公安委員会の事務の補佐、同委員会に対する苦情の取扱い及び警察署協議会に関すること。
	取調べ監督指導室	被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
	企画室	警察行政の企画、立案、総合調整、事務能率、徳島県議会との連絡及び警察署の再編等に関すること。
情報管理課	照会センター	個人照会、車両照会、盗品等照会その他これに類する照会に関すること。
情報発信課	情報公開室	情報の公開及び個人情報の保護に関すること。
	警察総合相談センター	警察安全相談の受理及び処理に関すること。
	音楽隊	演奏活動を通じて行う警察職員の士気の高揚及び情操の育成並びに警察広報に関すること。
	犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整並びに犯罪被害者等給付金に関すること。

	犯罪被害者相談所	犯罪被害者からの相談の受理及び処理に関すること。
留置管理課	板野留置分室	留置施設の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関すること。
厚生課	健康管理室	警察職員の健康管理に関すること。
生活安全企画課	許可事務指導室	風俗営業、古物営業、銃砲刀剣類、警備業等の許可、認定、届出等及び行政処分並びにこれらに係る指導及び支援に関すること。
	生活安全特別捜査隊	経済関係事犯、生活環境事犯等の生活安全関係事犯の捜査及び他の課の所掌に属しない特別法令違反の捜査に関すること。
地域課	広域自動車警ら隊	警ら用無線自動車を用いた広域にわたる警ら活動等に関すること。
	鉄道警察隊	鉄道施設における個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に関すること。
少年女性安全対策課	少年サポートセンター	少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援等の少年警察活動に関すること。
刑事企画課	捜査支援分析室	犯罪捜査の支援分析に関すること。
捜査第一課	検視隊	死体の検視及び見分に関すること。
捜査第二課	組織犯罪対策室	組織犯罪対策に関すること。
鑑識課	機動鑑識隊	犯罪鑑識に関する事務のうち機動鑑識及び特命鑑識に関すること。
交通企画課	交通安全教	交通安全教育に関すること。

	育隊	
	高齢者交通安全対策室	高齢者の交通安全意識の高揚及び交通事故防止に関すること。
交通規制課	交通管制センター	交通管制に関すること。
交通指導課	徳島交通反則通告センター	交通反則通告事務に関すること。
	交通機動隊	機動力による交通の指導及び取締りに関すること。
公安課	外事・国際テロリズム対策室	外事警察、国際テロリズム対策及びサイバー攻撃対策に関すること。
警備課	警察航空隊	警察航空機の運用に関すること。
	第二機動隊	本部長が命じる部隊活動に関すること。

(県本部の課及び学校における係等の設置)

第3条 県本部の課及び学校に、次表に掲げる係、小隊、科又は班（以下「係等」という。）を置く。

(1) 県本部の課

課名	係等の名称
総務企画課	庶務係、秘書係、法制係及び文書管理係
公安委員会補佐室	公安委員会補佐係
取調べ監督指導室	取調べ監督指導係
企画室	企画係及び調査係企画室企画係及び調査係
情報管理課	庶務係、企画指導係、情報セキュリティ係、開発運用係

	及び I T 推進係
照会センター	照会第 1 班、照会第 2 班、照会第 3 班及び資料係
サイバー戦略推進課	庶務係、告訴・告発指導係、サイバー企画係、サイバー捜査係、解析指導係及び情報分析係
情報発信課	庶務係、情報発信係、広聴係及び高齢者対策係
情報公開室	情報公開係
警察総合相談センター	警察総合相談係
犯罪被害者支援室	犯罪被害者支援係
犯罪被害者相談所	犯罪被害者相談係
会計課	庶務係及び予算係
装備管理室	調度係、装備管理係、装備車両係、装備被服係及び車両整備係
監査室	監査第 1 係、監査第 2 係、監査第 3 係及び出納反則金係
施設管理室	拠点企画係、営繕係、管財係及び施設支援係
警務課	庶務係、組織管理係、人事係、拳銃管理係、車両運用係、通信係及び警務特務係
給与管理室	給与制度係及び給与管理係
人材育成推進室	学校教養係、職場教養係及び術科教養係
留置管理課	庶務係、企画指導係、護送第 1 係、護送第 2 係、護送第 3 係、留置管理第 1 係、留置管理第 2 係、留置管理第 3 係及び留置管理第 4 係
板野留置分室	留置管理第 1 係、留置管理第 2 係、留置管理第 3 係及び留置管理第 4 係

監察課	庶務係、監察第1係及び監察第2係
厚生課	庶務係、共済係及び厚生係
健康管理室	企画係、健康管理係及び健康指導係
生活安全企画課	庶務係、企画係、生活安全係及び高齢者対策係
許可事務指導室	指導係、風俗係、保安係及び営業係
生活安全特別捜査隊	告訴・告発指導係、特捜指導係及び生活安全特捜係
地域課	庶務係、企画係、管理係、地域指導係、職務質問指導係、警察船舶係及び地域特務係
広域自動車警ら隊	企画係、第1小隊、第2小隊、第3小隊、南部方面隊及び西部方面隊
鉄道警察隊	企画係、小隊及び分駐班（徳島、鳴門、阿南及び池田）
通信指令課	庶務係、企画指導係、システム管理係、通信指令第1班、通信指令第2班及び通信指令第3班
少年女性安全対策課	庶務係、告訴・告発指導係、子供・女性安全対策係、人身安全企画指導係、人身安全事件係、人身安全保護対策係、少年企画係及び少年事件係
少年サポートセンター	少年支援・補導・相談係
刑事企画課	庶務係、企画係、指導係、教養係、被害者支援係、公判対応係、共助係及び高齢者対策係
捜査支援分析室	犯罪統計係、情報分析係、手口係及び機動分析係
捜査第一課	庶務係、告訴・告発指導係、盗犯係、火災犯係、特殊事件係、科学捜査係、広域捜査係、強行犯係及び性犯罪捜査係

検視隊	企画指導係、検視第1係、検視第2係及び検視第3係
捜査第二課	庶務係、告訴指導係、知能犯企画指導係、知能犯事件係、知能犯特捜第1係、知能犯特捜第2係及び選挙係
組織犯罪対策室	被害者支援係、暴力団対策係、情報収集活動指導係、犯罪収益対策係、暴力犯特捜係、特殊詐欺対策企画指導・分析係、特殊詐欺事件係、特殊詐欺抑止対策係、薬物銃器対策係及び国際犯罪対策係
鑑識課	庶務係、指導係、写真係、足痕跡係及び指紋係
機動鑑識隊	機動鑑識第1班、機動鑑識第2班、機動鑑識第3班及び機動鑑識第4班
科学捜査研究所	庶務係、法医科、化学科、物理第1科、物理第2科、人文科及び指導係
交通企画課	庶務係、企画係、安全係及び事故分析係
交通安全教育隊	交通安全教育係
高齢者交通安全対策室	高齢者交通安全対策係
交通規制課	庶務係、施設係、規制第1係及び規制第2係
交通管制センター	管制係
交通指導課	庶務係、告訴・告発指導係、指導取締係、駐車対策係、交通捜査係、被害者支援係、特捜係、交通鑑識係及び公判対応係
徳島交通反則通告センター	交通反則通告係
交通機動隊	企画指導係、第1小隊、第2小隊及び第3小隊
運転免許課	庶務係、行政処分係、運転者教育係、運転適性検査係、

	試験教習所係、企画運用係及び運転免許管理係
阿南分室	運転免許係
阿波分室	運転免許係
高速道路交通警察隊	庶務係、告訴・告発指導係、企画指導係、被害者支援係、事件係、第1小隊、第2小隊、第3小隊及び分駐隊（鳴門・脇町・井川池田）
公安課	庶務係、告訴・告発指導係、企画係、情報係、事件係及び高齢者対策係
外事・国際テロリズム対策室	外事係、国際テロリズム対策係及びサイバー攻撃対策係
警備課	庶務係、警備実施係、災害対策係、警衛係及び警護係
警察航空隊	管理係、飛行係、整備係及び特務係
機動隊	庶務係、訓練指導係、装備係、第1中隊第1小隊、第1中隊第2小隊、第2中隊第1小隊及び第2中隊第2小隊

(2) 学校

学校	庶務係、教務係及び寮務係
----	--------------

2 前項に定める係等の事務分掌は、当該所属長が定める。

（署における課及び係の設置）

第4条 署に、次表に掲げる課及び係を置く。

署名	課名	係名	事務分掌
徳島中央署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関すること。 2 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。 3 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付

		及び警察職員の生活相談に関する ことを除く。) に関すること。
警務課	警務係 警察安全相 談係 被害者支援 係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務企画課、情報管理課及び情報発信課の所掌事務に関する こと。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、 警察装備に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職 員の給与に関することを除く。）に 関すること。 4 県本部留置管理課及び監察課の所 掌事務に関すること。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、 警察官の職務に協力援助した者の災 害給付及び警察職員の生活相談に関 すること。 6 その他署内の他の課の所掌に属し ないこと。
生活安全課	生活安全第 1係 生活安全第 2係 少年係 人身安全対 策係	県本部サイバー戦略推進課、生活安 全企画課及び少年女性安全対策課の所 掌事務に関すること。
地域第一課	地域指導係 交番 駐在所 自動車警ら 班	県本部地域課及び通信指令課の所掌 事務に関すること。
地域第二課	地域指導係 交番 駐在所 自動車警ら 班	県本部地域課及び通信指令課の所掌 事務に関すること。

	地域第三課	地域指導係 交番 駐在所 自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
	刑事第一課	庶務係 捜査指導係 強行盗犯第1係 強行盗犯第2係 強行盗犯第3係 鑑識係	県本部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の所掌事務に関すること。
	刑事第二課	庶務係 知能犯係 組織犯罪対策係	県本部捜査第二課の所掌事務に関すること。
	交通課	許認可係 交通係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。
徳島名西署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関すること。 2 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。 3 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関するものを除く。）に関すること。
	警務課	警務係 警察安全相談	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務企画課、情報管理課及び情報発信課の所掌事務に関すること。

	係 被害者支援 係 術科指導係	<p>2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。</p> <p>3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>4 県本部留置管理課及び監察課の所掌事務に関すること。</p> <p>5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。</p> <p>6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
生活安全課	生活安全第1係 生活安全第2係 人身安全対策係	県本部サイバー戦略推進課、生活安全企画課及び少年女性安全対策課の所掌事務に関すること。
地域第一課	地域指導係 署所在地 交番 駐在所 自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
地域第二課	自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
刑事課	庶務係 捜査第1係 捜査第2係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関すること。
交通課	許認可係 交通係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務

			に関すること。
徳島板野署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関すること。 2 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。 3 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関するものを除く。）に関すること。
	警務課	警務係 警察安全相談係 被害者支援係 留置管理係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務企画課、情報管理課及び情報発信課の所掌事務に関すること。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。 4 県本部留置管理課及び監察課の所掌事務に関すること。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。 6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。
	生活安全課	生活安全第1係 生活安全第2係 人身安全対策係	県本部サイバー戦略推進課、生活安全企画課及び少年女性安全対策課の所掌事務に関すること。
	地域課	地域指導係 署所在地 交番 警備派出所	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。

		駐在所 自動車警ら 班	
	刑事課	庶務係 捜査第1係 捜査第2係 鑑識係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関するこ と。
	交通課	許認可係 交通係	県本部交通部の所掌事務に関するこ と。
	警備第一課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務 に関すること。
	警備第二課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務 に関すること。
鳴門署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装 備に関するものを除く。）に関する こと。 2 県本部警務課の所掌事務のうち、 警察職員の給与に関すること。 3 県本部厚生課の所掌事務（警察官 の職務に協力援助した者の災害給付 及び警察職員の生活相談に関するこ とを除く。）に関すること。
	警務課	警務係 警察安全相 談係 被害者支援 係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務企画課、情報管理課及 び情報発信課の所掌事務に関するこ と。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、 警察装備に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職 員の給与に関するものを除く。）に 関すること。 4 県本部留置管理課及び監察課の所 掌事務に関すること。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、

			<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。</p> <p>6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
	生活安全課	<p>生活安全第1係</p> <p>生活安全第2係</p> <p>人身安全対策係</p>	<p>県本部サイバー戦略推進課、生活安全企画課及び少年女性安全対策課の所掌事務に関すること。</p>
	地域課	<p>地域指導係</p> <p>交番</p> <p>駐在所</p> <p>検問所</p>	<p>県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。</p>
	刑事課	<p>庶務係</p> <p>捜査第1係</p> <p>捜査第2係</p> <p>鑑識係</p>	<p>県本部刑事部の所掌事務に関すること。</p>
	交通課	<p>許認可係</p> <p>交通係</p>	<p>県本部交通部の所掌事務に関すること。</p>
	警備課	<p>警備係</p>	<p>県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。</p>
小松島署	会計課	<p>会計係</p>	<p>1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関することを除く。）に関すること。</p> <p>2 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。</p> <p>3 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関することを除く。）に関すること。</p>
	警務課	<p>警務係</p>	<p>1 県本部総務企画課、情報管理課及</p>

		警察安全相談係 被害者支援係 術科指導係	<p>び情報発信課の所掌事務に関すること。</p> <p>2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。</p> <p>3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>4 県本部留置管理課及び監察課の所掌事務に関すること。</p> <p>5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。</p> <p>6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
	生活安全課	生活安全第1係 生活安全第2係	県本部サイバー戦略推進課、生活安全企画課及び少年女性安全対策課の所掌事務に関すること。
	地域課	地域指導係 交番 駐在所 自動車警ら班	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
	刑事課	庶務係 捜査係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関すること。
	交通課	許認可係 交通係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。
阿南署	会計課	会計係	1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関すること。

		<p>2 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。</p> <p>3 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関するものを除く。）に関すること。</p>
警務課	<p>警務係</p> <p>警察安全相談係</p> <p>被害者支援係</p> <p>術科指導係</p>	<p>1 県本部総務企画課、情報管理課及び情報発信課の所掌事務に関すること。</p> <p>2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。</p> <p>3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>4 県本部留置管理課及び監察課の所掌事務に関すること。</p> <p>5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。</p> <p>6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
生活安全課	<p>生活安全第1係</p> <p>生活安全第2係</p> <p>人身安全対策係</p>	<p>県本部サイバー戦略推進課、生活安全企画課及び少年女性安全対策課の所掌事務に関すること。</p>
地域課	<p>地域指導係</p> <p>交番</p> <p>駐在所</p> <p>自動車警ら班</p>	<p>県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。</p>
刑事課	<p>庶務係</p> <p>捜査第1係</p> <p>捜査第2係</p>	<p>県本部刑事部の所掌事務に関すること。</p>

		鑑識係	
	交通課	許認可係 交通係	県本部交通部の所掌事務に関するこ と。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務 に関するこ
阿波吉野川 署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装 備に関するこ 2 県本部警務課の所掌事務のうち、 警察職員の給与に関するこ 3 県本部厚生課の所掌事務（警察官 の職務に協力援助した者の災害給付 及び警察職員の生活相談に関するこ とを除く。）に関するこ
	警務課	警務係 警察安全相 談係 被害者支援 係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務企画課、情報管理課及 び情報発信課の所掌事務に関するこ と。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、 警察装備に関するこ 3 県本部警務課の所掌事務（警察職 員の給与に関するこ 4 県本部留置管理課及び監察課の所 掌事務に関するこ 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、 警察官の職務に協力援助した者の災 害給付及び警察職員の生活相談に関 するこ 6 その他署内の他の課の所掌に属し ないこ
	生活安全課	生活安全第 1係 生活安全第 2係 人身安全対	県本部サイバー戦略推進課、生活安 全企画課及び少年女性安全対策課の所 掌事務に関するこ

		策係	
	地域課	地域指導係 交番 駐在所	県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。
	刑事課	庶務係 捜査第1係 捜査第2係 鑑識係	県本部刑事部の所掌事務に関すること。
	交通課	許認可係 交通係	県本部交通部の所掌事務に関すること。
	警備課	警備係	県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。
美馬署	会計課	会計係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関すること。 2 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。 3 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関するものを除く。）に関すること。
	警務課	警務係 警察安全相談係 被害者支援係 術科指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 県本部総務企画課、情報管理課及び情報発信課の所掌事務に関すること。 2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。 3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。 4 県本部留置管理課及び監察課の所掌事務に関すること。 5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関

			<p>すること。</p> <p>6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
	生活安全課	<p>生活安全第1係</p> <p>生活安全第2係</p> <p>人身安全対策係</p>	<p>県本部サイバー戦略推進課、生活安全企画課及び少年女性安全対策課の所掌事務に関すること。</p>
	地域課	<p>地域指導係</p> <p>署所在地</p> <p>交番</p> <p>駐在所</p> <p>自動車警ら班</p>	<p>県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。</p>
	刑事課	<p>捜査係</p> <p>鑑識係</p>	<p>県本部刑事部の所掌事務に関すること。</p>
	交通課	<p>許認可係</p> <p>交通係</p>	<p>県本部交通部の所掌事務に関すること。</p>
	警備課	<p>警備係</p>	<p>県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。</p>
三好署	会計課	<p>会計係</p>	<p>1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>2 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。</p> <p>3 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関するものを除く。）に関すること。</p>
	警務課	<p>警務係</p> <p>警察安全相談係</p>	<p>1 県本部総務企画課、情報管理課及び情報発信課の所掌事務に関すること。</p>

	被害者支援係 術科指導係	<p>2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。</p> <p>3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>4 県本部留置管理課及び監察課の所掌事務に関すること。</p> <p>5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。</p> <p>6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
	生活安全課 生活安全第1係 生活安全第2係 人身安全対策係	<p>県本部サイバー戦略推進課、生活安全企画課及び少年女性安全対策課の所掌事務に関すること。</p>
	地域課 地域指導係 署所在地 交番 駐在所 自動車警ら班	<p>県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。</p>
	刑事課 庶務係 捜査係 鑑識係	<p>県本部刑事部の所掌事務に関すること。</p>
	交通課 許認可係 交通係	<p>県本部交通部の所掌事務に関すること。</p>
	警備課 警備係	<p>県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。</p>
牟岐署	会計課 会計係	<p>1 県本部会計課の所掌事務（警察装備に関するものを除く。）に関する</p>

		<p>こと。</p> <p>2 県本部警務課の所掌事務のうち、警察職員の給与に関すること。</p> <p>3 県本部厚生課の所掌事務（警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関するものを除く。）に関すること。</p>
警務課	<p>警務係</p> <p>警察安全相談係</p> <p>被害者支援係</p> <p>術科指導係</p>	<p>1 県本部総務企画課、情報管理課及び情報発信課の所掌事務に関すること。</p> <p>2 県本部会計課の所掌事務のうち、警察装備に関すること。</p> <p>3 県本部警務課の所掌事務（警察職員の給与に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>4 県本部留置管理課及び監察課の所掌事務に関すること。</p> <p>5 県本部厚生課の所掌事務のうち、警察官の職務に協力援助した者の災害給付及び警察職員の生活相談に関すること。</p> <p>6 その他署内の他の課の所掌に属しないこと。</p>
地域交通課	<p>地域指導係</p> <p>交番</p> <p>駐在所</p> <p>許認可係</p> <p>交通係</p>	<p>1 県本部地域課及び通信指令課の所掌事務に関すること。</p> <p>2 県本部交通部の所掌事務に関すること。</p>
刑事生活安全課	<p>捜査係</p> <p>鑑識係</p> <p>生活安全第1係</p> <p>生活安全第2係</p>	<p>1 県本部刑事部の所掌事務に関すること。</p> <p>2 県本部サイバー戦略推進課、生活安全企画課及び少年女性安全対策課の所掌事務に関すること。</p>
警備課	警備係	<p>県本部公安課及び警備課の所掌事務に関すること。</p>

(隊等における職)

第5条 隊等に置く職、その職務及び階級又は身分（以下「階級等」という。）は、次表に掲げるとおりとする。

隊等の名称	職	職務	階級等
公安委員会補佐室	室長	上司の命を受けて公安委員会補佐室を運用する。	警視又は警部
	副室長	上司の命を受けて公安委員会補佐室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
取調べ監督指導室	室長	上司の命を受けて取調べ監督指導室を運用する。	警視又は警部
	副室長	上司の命を受けて取調べ監督指導室の事務全般を処理する。	警部
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
企画室	室長	上司の命を受けて企画室を運用する。	警視又は警部
	副室長	上司の命を受けて企画室の事務全般を処理する。	警部
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
照会センター	室長	上司の命を受けて照会センターを運用する。	警視、警部又は警察官以外の警察職員

	副室長	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
情報公開室	室長	上司の命を受けて情報公開室を運用する。	警視又は警察官以外の警察職員
	副室長	上司の命を受けて情報公開室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
警察総合相談センター	所長	上司の命を受けて警察総合相談センターを運用する。	警視又は警部
	副所長	上司の命を受けて警察総合相談センターの事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	所長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
音楽隊	隊長	上司の命を受けて音楽隊を運用する。	警視、警部又は警察官以外の警察職員
	楽長	上司の命を受けて音楽隊員を指導教養する。	警部以下の警察官又は警察官以外の警察職員
	副楽長	上司の命を受けて楽長を補佐し音楽隊員を指導教養する。	警部補以下の警察官又は警察官以外の警察職員

犯罪被害者支援室	室長	上司の命を受けて犯罪被害者支援室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて犯罪被害者支援室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
犯罪被害者相談所	所長	上司の命を受けて犯罪被害者相談所を運用する。	警視
	副所長	上司の命を受けて犯罪被害者相談所の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	所長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
板野留置分室	室長	上司の命を受けて板野留置分室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて板野留置分室の事務全般を処理する。	警部
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
健康管理室	室長	上司の命を受けて健康管理室を運用する。	警視、警部又は警察官以外の警察職員
	副室長	上司の命を受けて健康管理室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員

	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
許可事務指導室	室長	上司の命を受けて許可事務指導室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて許可事務指導室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
生活安全特別捜査隊	隊長	上司の命を受けて生活安全特別捜査隊を運用する。	警視
	副隊長	上司の命を受けて生活安全特別捜査隊の事務全般を処理する。	警部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
広域自動車警ら隊	隊長	上司の命を受けて広域自動車警ら隊を運用する。	警視
	副隊長	上司の命を受けて広域自動車警ら隊の事務全般を処理する。	警部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
鉄道警察隊	隊長	上司の命を受けて鉄道警察隊を運用する。	警視又は警部
	副隊長	上司の命を受けて鉄道警察隊の事務全般を処理する。	警部

少年サポートセンター	所長	上司の命を受けて少年サポートセンターを運用する。	警視又は警察官以外の警察職員
	副所長	上司の命を受けて少年サポートセンターの事務全般を処理する。	警察官以外の警察職員
	所長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警察官以外の警察職員
捜査支援分析室	室長	上司の命を受けて捜査支援分析室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて捜査支援分析室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
検視隊	隊長	上司の命を受けて検視隊を運用する。	警視
	副隊長	上司の命を受けて検視隊の事務全般を処理する。	警部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
組織犯罪対策室	室長	上司の命を受けて組織犯罪対策室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて組織犯罪対策室の事務全般を処理する。	警視
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部

機動鑑識隊	隊長	上司の命を受けて機動鑑識隊を運用する。	警視又は警部
交通安全教育隊	隊長	上司の命を受けて交通安全教育隊を運用する。	警視
	副隊長	上司の命を受けて交通安全教育隊の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
高齢者交通安全対策室	室長	上司の命を受けて高齢者交通安全対策室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて高齢者交通安全対策室の事務全般を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
交通管制センター	室長	上司の命を受けて交通管制センターを運用する。	警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員
徳島交通反則通告センター	通告官	交通反則通告業務を管理運用する。	警視
	通告補佐官	通告官の職務を補佐する。	警部
交通機動隊	隊長	上司の命を受けて交通機動隊を運用する。	警視

	副隊長	上司の命を受けて交通機動隊の事務全般を処理する。	警部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
外事・国際テロリズム対策室	室長	上司の命を受けて外事・国際テロリズム対策室を運用する。	警視
	副室長	上司の命を受けて外事・国際テロリズム対策室の事務全般を処理する。	警部
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
警察航空隊	隊長	上司の命を受けて警察航空隊を運用する。	警視又は警部
	隊長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警察官以外の警察職員
第二機動隊	隊長	上司の命を受けて第二機動隊を運用する。	警視又は警部
	中隊長	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部

(隊等、係等及び署における職)

第6条 隊等、係等及び署に置く職、その職務及び階級は、次表に掲げるとおりとする。

職	職務	階級等
総括係長	上司の命を受けて係の事務を処理するほか、係内の業務に関する総括を行う。	警部補
係長	上司の命を受けて係の事務を処理する。	警部補又は警察官以外の警

		察職員
小隊長	上司の命を受けて小隊の事務を処理する。	警部補
隊長伝令	上司の命を受けて隊長の職務を補佐する。	警部補又は 巡查部長
科長	上司の命を受けて科の事務を処理する。	警察官以外の 警察職員
班長	上司の命を受けて班の事務を処理する。	警部補又は警 察官以外の警 察職員
教官	上司の命を受けて学生を教養訓練する。	警部補
署所在地係 長	上司の命を受けて署所在地等の事務を処理す る。	警部補
交番所長	上司の命を受けて交番等の事務を処理する。	警部補
交番係長	上司の命を受けて交番等の事務を処理する。	警部補
警備派出所 長	上司の命を受けて警備派出所等の事務を処理 する。	警部補
駐在所長	上司の命を受けて駐在所等の事務を処理す る。	警部補
検問所長	上司の命を受けて検問所等の事務を処理す る。	警部補
自動車警ら 班長	上司の命を受けて自動車警ら班等の事務を処 理する。	警部補
主任	上司の命を受けて相当の知識経験を必要とす る事務に従事する。	巡查部長又は 警察官以外の 警察職員
分隊長	上司の命を受けて分隊の事務に従事する。	巡查部長

副分隊長		
中隊長伝令	上司の命を受けて中隊長の職務を補佐する。	警部補又は 巡査部長
情報処理専門技術員	上司の命を受けて専門的な情報処理の業務に従事する。	警察官以外の 警察職員
助教	上司の命を受けて教官の職務を補佐する。	巡査部長
主任主事	上司の命を受けて相当の経験を必要とする事務に従事する。	警察官以外の 警察職員
主任少年補導職員	上司の命を受けて相当の経験を必要とする少年警察活動の事務に従事する。	警察官以外の 警察職員
主任研究員	上司の命を受けて相当の経験を必要とする試験研究の業務に従事する。	警察官以外の 警察職員
係員	上司の命を受けて係の事務に従事する。	巡査
隊員	上司の命を受けて隊の事務に従事する。	巡査
小隊長伝令	上司の命を受けて小隊長の職務を補佐する。	巡査
学生指導員	上司の命を受けて学生を指導する事務に従事する。	巡査
班員	上司の命を受けて班の事務に従事する。	巡査部長又は 巡査
交番所員	上司の命を受けて交番等の事務に従事する。	巡査部長又は 巡査
警備派出所員	上司の命を受けて警備派出所等の事務に従事する。	巡査部長又は 巡査
駐在所員	上司の命を受けて駐在所等の事務に従事する。	巡査部長又は 巡査

検問所員	上司の命を受けて検問所等の事務に従事する。	巡査部長又は巡査
主事	上司の命を受けて事務に従事する。	警察官以外の警察職員
少年補導職員	上司の命を受けて少年警察活動の事務に従事する。	警察官以外の警察職員
研究員	上司の命を受けて試験研究の業務に従事する。	警察官以外の警察職員

- 2 前項に定める職のほか、係等に技能労務職員の給与に関する規程（昭和32年徳島県警察本部訓令第22号）を適用する職を置き、上司の命を受け諸用務に従事させるものとする。この場合において、職名の表示は、一律に「技師」とし、対外的な文書を除き、その従事する業務内容を括弧書きで示すものとする。